

平成 29 年分の「町県民税」と「所得税」の申告受け付けが始まります！

役場で申告をされる方

- 受付期間 2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く)
- 受付場所 役場1階多目的ホール
- 受付時間 午前9時～11時 午後1時～3時

※記載済みの申告書を提出される方は、受け付けで提出し、申告書の控えはお持ち帰りください。

休日相談

閉庁日でも次の日時に限り、申告の相談・申告の受け付けを行います。

2月18日(日)・25日(日) 午前9時～11時

役場で受け付けできない申告相談

- 青色申告 ●申告分離課税の申告 ●贈与税の申告
- 損失の繰り越しがあるもの ●平成 29 年分以外の申告

申告に必要なもの

- ①申告書（税務署、町から送付を受けた方）またはお知らせはがき
- ②印鑑（スタンプ式印鑑以外）
- ③給与や公的年金等の源泉徴収票（原本）
- ④申告者名義の預貯金口座番号が分かるもの
- ⑤国民健康保険税、介護保険料の支払額がわかる書類、国民年金保険料の支払証明書
- ⑥障害者手帳・療育手帳など
- ⑦生命保険料・地震保険料等の控除証明書
- ⑧医療費控除の明細書、医療費通知、または医療費の領収書（原本）、および保険金や高額医療費などで補てんされる金額が分かる書類
※あらかじめ、合計金額を計算してください。
- ⑨住宅借入金等特別控除に必要な書類
- ⑩収支内訳書（事業所得〈営業、農業など〉や不動産所得がある方）
- ⑪本人確認書類 マイナンバーカード（個人番号カード）と写し、または通知カードと写しおよび運転免許証などの身分証明書と写し
※代理申請の場合は、①代理人の身元確認（個人番号カードや運転免許証）②申告者の番号確認（個人番号カードまたは通知カードの写しなど）
※扶養親族を申告する場合、氏名・生年月日・個人番号をご記入いただきます。
また、別居の方を扶養親族として申告する場合は、上記に加え、住所もご記入いただきます。

上場株式の配当所得や譲渡所得の確定申告をされる方、また証券会社の特定口座で「源泉徴収あり」を選択し、確定申告をされる方

町県民税の配当割額控除等を受けるためには、確定申告の際に必要な事項（第二表の住民税に関する事項）に記載漏れのないようお願いいたします。

※あらかじめ源泉徴収されている金額は、その支払者が発行する書類に記載されていますので、確定申告の際は書類をよくご確認ください。

町・県民税 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）のお知らせ

所得税から控除しきれない住宅ローン控除可能額がある方は、一定の額を町・県民税から控除します。町への申告は不要ですが、期限内に確定申告か年末調整で所得税の住宅借入金等特別控除の手続きをしてください。期限を過ぎると、町・県民税の住宅借入金等特別税額控除の該当であっても控除を受けることができません場合があります。

※居住開始が平成 19・20 年中の方は所得税において特例措置があったため、対象になりません。

竜ヶ崎税務署からのお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。なお、確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切る場合があります。

また、毎年駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関の利用をお願いします。

受付期間 2月16日(金)～3月15日(木)まで(土・日曜日を除く)

※ただし、2月18日(日)、25日(日)に限り開場します。なお、現金納付の窓口業務は行いませんので、ご了承ください。

受付時間 午前8時30分～午後5時 相談 午前9時～午後5時

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時ごろまでにお越しください。

受付会場 竜ヶ崎税務署 別館1階会議室

問い合わせ先

・役場税務課 町民税係 ☎68-2211（内線264・265）

・竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303（自動音声案内） 〒301-8601 龍ヶ崎市川原代町1182-5

町・県民税の申告が必要な方

- 平成 30 年 1 月 1 日現在、住民登録が利根町にあり、次のいずれかに該当する方。
- 給与以外の所得があり、所得税の確定申告書を提出しない方
- 給与と所得の方で、給与支払報告書が勤務先から町に提出されていない方
- 平成 29 年中に所得がなく、または障害者年金・遺族年金などの非課税所得のみで、同一世帯のどなたの扶養にもなっていない方
- 公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の方（所得税の申告は必要ありませんが、町・県民税の申告は必要です）
※所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要となります。
- 給与や公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外で、各種控除の適用を受ける方
※日本年金機構などに提出する「扶養親族等申告書」に扶養の記載がない場合、申告が必要です。

所得税の申告が必要な方

- 事業所得（営業、農業など）や不動産所得などがある方
- 給与と所得があり、下記のいずれかに該当する方
 - ・年末調整されていない給与
 - ・源泉徴収されていない給与
 - ・給与以外の各種所得金額の合計額が 20 万円を超える
 - ・給与を 2 力所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与以外の各種所得金額との合計額が 20 万円を超える
- 医療費控除などを受ける方
- 純損失や雑損失の繰越控除などの適用を受ける方
- 平成 27 年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方



- 第三者行為とは…**・交通事故（自動車事故、自転車事故）。
 - ・自宅以外の建物や設備の欠陥などでけがをした。
 - ・他人の犬にかまれた、暴力行為を受けてけがをしたなど。

- このような場合も届け出を…**自損事故の場合、同乗中の事故、相手方が不明の場合、ご自身の過失が大きい場合
※相手方との取り決めや示談をする前に届け出ください。示談内容によっては、治療費を被保険者ご自身で負担しなければならなくなる場合があります。示談をする場合には必ず事前に役場の保険年金課へご連絡ください。

- 保険証が使えないとき…通勤中や仕事中のけがや病気**（労災保険が適用されます。）



※けんかや泥酔、犯罪による傷病については、保険証が使用できない場合があります。

問い合わせ先 役場保険年金課 国民健康保険係 後期医療係
☎68-2211（内線255・239）

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方が、交通事故や犬にかまれたなど、第三者（自分以外）の行為によって負傷した場合、被害届を提出することで、保険証を使って治療を受けることができます。本来、この場合の治療費は、加害者が負担するべきものですが、国民健康保険や後期高齢者医療保険が一次的に立て替え払いを行い、後日、加害者にその治療費を請求することになります。第三者の行為で負傷して、保険証を使って治療を受ける場合は、速やかに国民健康保険・後期高齢医療の窓口届け出（連絡）をしてください。

第三者行為の届け出をお願いします！

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ！